福岡県公安委員会

太宰府市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
西鉄五条駅	福岡県太宰府市五条2－7－1先	太宰府市と運行業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員11人未満の自動車（通称「のる一と太宰府」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和8年1月21日合意
いきいき情報センター（北向き）	福岡県太宰府市五条3－1－1先			
いきいき情報センター（南向き）	福岡県太宰府市五条4－3－38先			
五条台公民館前（西向き）	福岡県太宰府市五条6－4－2先			
五条台公民館前（東向き）	福岡県太宰府市五条5－7－12先			
五条台（西向き）	福岡県太宰府市五条6－8－3先			
五条台（東向き）	福岡県太宰府市五条5－11－20先			
東ヶ丘（東向き）	福岡県太宰府市青山1－8－22先			
星ヶ丘第一	福岡県太宰府市青山3－19－7先			
星ヶ丘第二	福岡県太宰府市青山4－12－15先			
緑台公民館前（北向き）	福岡県太宰府市梅香苑2－3855先			
緑台公民館前（南向き）	福岡県太宰府市梅香苑3－4－29先			
泉ヶ丘（北向き）	福岡県太宰府市梅香苑2－20－18先			
泉ヶ丘（南向き）	福岡県太宰府市梅香苑4－7－3先			
梅香苑第二（南向き）	福岡県太宰府市梅香苑2－3－26先			
梅香苑第二（北向き）	福岡県太宰府市梅香苑1－6－14先			
梅香苑第一（南向き）	福岡県太宰府市梅香苑2－3－35先			

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
梅香苑第一（北向き）	福岡県太宰府市梅香苑２－２－24先	太宰府市と運行業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員１１人未満の自動車（通称「のる一と太宰府」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和８年１月２１日合意
梅香苑入口（南向き）	福岡県太宰府市梅香苑１－１－49先			
梅香苑入口（北向き）	福岡県太宰府市梅香苑１－１－５先			
高雄西	福岡県太宰府市高雄１－3711－２先			
高雄公民館前	福岡県太宰府市高雄２－3844－５先			
高雄台入口	福岡県太宰府市高雄１－3789－５先			
高雄中央公園	福岡県太宰府市高雄４－２－18先			
高雄南公園	福岡県太宰府市高雄６－４－１先			
高雄（東向き）	福岡県太宰府市高雄５－４－23先			
高雄（西向き）	福岡県太宰府市梅ヶ丘１－４－43先			

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
太宰府市役所（東向き）	福岡県太宰府市観世音寺5丁目1－15先	太宰府市と運行に関する協定を締結した一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合旅客自動車運送業（道路運送法第21条第1項第2号に規定する乗合旅客の運送に限る。）の用に供する自動車（通称「北谷回り乗合ジャンボタクシー」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	太宰府市地域公共交通活性化協議会を経て、令和8年11月10日合意
西鉄五条駅	福岡県太宰府市五条2丁目7－1先			
五条（郵便局前）（東向き）	福岡県太宰府市五条1丁目9－64先			
梅大路（北向き）	福岡県太宰府市五条1丁目14－18先			
西鉄太宰府駅（北向き）	福岡県太宰府市宰府1丁目7－15先			
三条台（西向き）	福岡県太宰府市三条2丁目12－14先			
三条台公民館前（北向き）	福岡県太宰府市三条2丁目21－1先			
三条台公園前（東向き）	福岡県太宰府市三条2丁目26－1先			
大原団地西（北向き）	福岡県太宰府市三条3丁目13－20先			
大原団地東（北向き）	福岡県太宰府市三条3丁目10－15先			
大原第2公園下（南向き）	福岡県太宰府市三条3丁目6－16先			
大原団地入口（北向き）	福岡県太宰府市三条3丁目2－12先			
松川運動公園入口（北向き）	福岡県太宰府市御笠1丁目13－5先			
松川公民館前（東向き）	福岡県太宰府市御笠1丁目12－20先			
上下水道事業センター	福岡県太宰府市御笠5丁目3－1先			
松川公民館前（西向き）	福岡県太宰府市御笠5丁目1－1先			
北谷口	福岡県太宰府市大字北谷826先			

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
只越集会所前	福岡県太宰府市大字北谷781－2先	太宰府市と運行に関する協定を締結した一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合旅客自動車運送業（道路運送法第21条第1項第2号に規定する乗合旅客の運送に限る。）の用に供する自動車（通称「北谷回り乗合ジャンボタクシー」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	太宰府市地域公共交通活性化協議会を経て、令和8年11月10日合意
八反田	福岡県太宰府市大字北谷413－2先			
北谷公民館前	福岡県太宰府市大字北谷267先			
北谷運動公園前	福岡県太宰府市大字北谷920－7先			
山浦口	福岡県太宰府市大字北谷994－3先			
山浦集会所前	福岡県太宰府市大字北谷1109先			
松川運動公園入口（南向き）	福岡県太宰府市御笠1丁目14－11先			
大原団地入口（南向き）	福岡県太宰府市三条3丁目4－8先			
大原第2公園下（北向き）	福岡県太宰府市三条3丁目6－15先			
大原団地東（南向き）	福岡県太宰府市三条3丁目8－8先			
大原団地西（南向き）	福岡県太宰府市三条3丁目7－1先			
三条台公園前（西向き）	福岡県太宰府市三条2丁目19－14先			
三条台公民館前（東向き）	福岡県太宰府市三条2丁目21－1先			
三条台（東向き）	福岡県太宰府市三条2丁目10－1先			
梅大路（南向き）	福岡県太宰府市五条1丁目15－3先			
五条（郵便局前）（西向き）	福岡県太宰府市五条2丁目2－10先			
太宰府市役所（西向き）	福岡県太宰府市観世音寺1丁目1－1先			